

里親委託の現状と課題：里親の共働き、
複数児受託、アドミッション・ケアに関する里親ア
ンケート調査から

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2022-08-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 白井, 千晶 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00029104

里親委託の現状と課題：里親の共働き、 複数児受託、アドミッション・ケアに関する 里親アンケート調査から

白井千晶

2016年の児童福祉法改正及び翌年の「新しい社会的養育ビジョン」で示されたように、子どもたちにとって家庭と同様な養育環境の提供が強く求められ、各都道府県、政令指定都市において、社会的養育推進計画が策定されて、里親の確保に向け各自治体が動き始めている。白井（2021）で整理したように、戦後日本の里親委託の歴史においては、里親が有配偶であるときに、いわゆる「共働き」であることは望ましくないとされ、受託児の保育園利用ができなかった。その理由としてあげられるのは、里親家庭に措置された子どもを保育園に措置すること（措置から契約に制度変更後も公費で利用すること）は二重措置ないし公費の二重使用になるということ、「伝統的家族」を子どもに経験させようとする、母性規範・母親親和、子どもに特別なニーズがあるという認識、などである。しかし、時代は変化して、社会においていわゆる専業主婦世帯よりも、共働き世帯が多くなった。子どもにとって共働き家庭が標準的になると同時に、里親家庭を増やすためには、共働き家庭も容認すべきだという意見や、子どもにとっても里親にとってもチーム養育がよいから里親も共働きがよいという意見も登場している。

白井（2021）では、里親自身が共働きについてどのように考えているか、インタビュー調査をもとに検討した。本稿では、関東甲信越静地域で実施された登録里親対象のアンケート調査の分析から、里親の共働きについて、子どもの複数養育について、アドミッション・ケアについて報告する。家庭養育優先で里親を普及しようとする、共働き夫婦が子どもを受託することを念頭に置くことや、複数の子どもの受託することが増えることが予想されるからである。そのさいに委託先の検討や、委託前後のやりとり不備があると、よくない結果を招くことがある。そのような背景から、里親の共働き、複数養育、アドミッション・ケアに焦点を当てて調査を実施、報告する。

1. 調査概要

こうした背景から、里親会、フォスターケア研究会などが協同で現在里親登録している人を対象に経験や考えを調査し、里親への支援や里親増加に向けた具体的な計画を策定することが必要であると考え、調査研究班が組織された。

調査者：関東甲信越静里親協議会共働き里親調査研究班（構成：関東甲信越静里親協議会、山梨学院短期大学地域連携研究センター・山梨社会的養護研究会樋川隆研究室、静岡大学人文社会科学部社会学科白井千晶研究室、一般社団法人日本フォスターケア研究会・山梨県きずな会）

調査時期：2021年7月～8月

調査方法：無記名郵送自記式質問紙調査

里親登録数を調査地域の里親会に送付、里親会から対象里親に送付した。対象者は無記名で調査票に記入、封書に入れて、回収委託先に送付した。

調査対象：関東甲信越地域において、里親認定を受け、里親登録をし、調査時に当該地域の里親会に入会している者。登録住所に送付し、里親本人が回答するように依頼した。

（都県は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県。政令指定都市および中核市は、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、横浜市。）¹

配布数および回収数

配布：里親会への発送数2670票（ただし里親会には2020年度数より若干多く送付しており、残部があった可能性がある）（参考：当該地域の認定および登録里親数4585、うち調査票発送前に児童が委託されている里親数1664。全国は認定登録里親数12315、受託中の里親数4379）

回収：988票（回収989、無効票1²）（参考有効回収率37.0%）

調査項目は、①基本属性：プロフィール（年齢、登録里親種別、都道府県）、世帯構成（続き柄）、受託児童の有無、世帯構成員の就労状況、②委託のあり方（アドミッション・ケア）（養育計画や委託の状況、それに関する評価）、複数受託、受けている里親支援、共働きへの考え、③共働き里親の経験（経験者

¹ 回答の中に1票、居住地を福岡県と記入がある回答票があったが有効票に含めた。

² 「里親登録をやめた」と書き込みのある返送。里親登録者が対象のため無効票とした。

のみ) (登録前の就労状況、研修・受託時の就労調整とその影響、就労先の配慮、現在受託中の児童の概況(学年、障害の有無と種別、共働きに必要な支援)、共働きしながら里子を養育するために必要な支援や受けた支援(フォーマル、インフォーマル)、共働き里親に関する自由記述(良いところ、工夫したところ、苦労した点)。

倫理的配慮：アンケート結果は統計的に処理され個人が特定されることを依頼状と調査票に明記した。調査は無記名とし、送付や回収にあたって調査者が個人情報を取得しなかった(地区里親会から配布、無記名で調査会社に返送)。アンケートの集計分析において、個人のことごとくとして取り扱わなかった。調査費用：山梨学院短期大学(地域連携研究センター・山梨社会的養護研究会樋川隆研究室)、日本フォスターケア研究会(テレビ朝日福祉文化事業団助成)

回答者の概要

調査回答者のプロフィールから報告すると、平均同居人数(回答者本人を含む)は3.57人で、世帯人数が6人以上である割合は7.4%だった。現在措置児を受託中の回答者に限っても、平均3.91人で、同居人数はそれほど大きくない。ただし国勢調査によれば2020年10月1日時点の平均世帯人数は2.21人である³。配偶者・親・きょうだい、実子や特別養子縁組した養子、子の配偶者など法律上の親族のほか、元委託児、シェアメイト、友人の子どもなど、同居者は多様だった。措置児とは別に、一時保護中の子がいる回答者も少なくない。

受託児童有無については、「あり」が67.1%だった(全国、本地域の委託里親率は36%)。現在の受託人数は、なし32.9%、1名53.4%、2名10.2%、3名1.9%、4名0.2%、5名0.8%、6名0.5%だった⁴。4名以上はすべてファミリーホームだった。回答のうちファミリーホームは3.1%だった。

2. 里親の共働きについて

(1) 共働き里親が過半

有配偶で現在子どもを受託している回答者について夫婦の就業状況をみると、

³ 今回の調査は関東調査であるから、関東の平均世帯人数を確認すると、茨城県2.37、栃木県2.38、群馬県2.35、千葉県2.23、埼玉県2.28、東京都1.92、神奈川県2.15、山梨県2.31、長野県2.41、静岡県2.49、新潟県2.48。

⁴ 養子縁組した子どもについては、養子縁組成立前の子どもを受託中として集計した。

共働きが58.1%と6割弱を占めていた。夫婦の一人が就労している割合は37.6%、夫婦とも無職は4.4%だった（夫婦とも無職は高齢等）。ただし、ファミリーホーム運営を就労に含めずに回答したホームが少なくないが、そのまま集計している。総務省の労働力調査（2021年）によれば、専業主婦世帯と共働き世帯の合計に占める共働き世帯の割合は68.8%であることと比べると、有配偶・措置児受託中の夫婦の共働き割合は、10.7ポイント小さいのみである。里親の共働きが主流になっていることがわかる。

さらに、現在共働き中の人の就労形態についてみると、共働きの44.1%は夫婦とも正規雇用と答えた。非正規であっても、週の労働時間がフルタイムであったり、自営業や農林漁業など正規／非正規では捉えにくい形態もある。

（2） 認定前研修・受託時の就労

共働きに伴う経験について、尋ねた質問項目では、現在あるいは過去に里親として共働きの経験があると答えたのは、回答者の61.8%だった。

里親の登録前研修・実習が平日の日中で、就労している人には受講が困難であったり、子どもを受託するのは見通しが立たないので、就労調整が難しいと言われる。本調査で共働き経験者に登録前研修時、受託時の就労について尋ねた。

里親登録前研修時、受託する際の就労状況について、男性は85.9%がフルタイム勤務と答え、短時間勤務は3.0%、時間の融通の利く勤務と回答した人は11.1%しかなかった。女性はフルタイムが45.5%、短時間勤務が26.5%、時間の融通の利く勤務と回答した人は28.0%で、男性よりフルタイム勤務の割合が低い、それでも5割弱はフルタイム勤務である。

里親研修、受託にあたり何らかの就労調整を行ったと回答した人は男性の60.3%、女性では99.7%に及ぶ。

自由記述で、おこなった調整と、調整の結果の影響について尋ねた。おこなった調整については例えば、「育児休業、時短」「数か月休業した」「フレックスを利用」「夜勤免除」など、就業の仕方を変更したという回答があった。「突発的に休みを取った」「自営業のため自身で調整」など緊急対応や調整をしたことも伺える。

そうした調整については「通常の育児と同じ」「職場が育児しやすい雰囲気がある」「勤務中に見相からの電話を可にしてもらった」「子育て休暇を他の子育て中の女性と同じように使った」「上司が社会的養護に詳しくて里子を迎えたこと

を感謝された」など、できるだけストレスなく調整できたことが伺える回答があった。一方で、「子どもを迎えたと職場に言わなかった」「有給で対応した。実子にはある制度や配慮はなかった」「受託時に仕事をやめておいた方がよいという話だったので受託直前に退職した」「児相から退職が受託の条件として指示されており、里母が退職し養育に専念した」「退職しないと委託がないので退職した」など、厳しい環境だったことがわかるものもある。育児休業の取得、退職を避けるために年長児を希望、などで就業継続した人もいれば、里母が退職したとする回答も少なくない。中には、里母は仕事を休んで研修を受けたが、里父用には週末に研修があつて不満を感じたという記述もあった。他方、里父がシフト調整した、フレックスタイム勤務制度を利用した、など男性側が勤務調整した回答もある。

就労調整の影響としては「収入の減少」「昇進が遅れた」「肩身の狭い思いをした」「好きな仕事をやめることになりました。仕事をもちながら委託はされないため」「無収入」「仕事を任せてもらえなくなった・元の仕事に戻れなかった」「常勤から非常勤に変更した」「疎外感を感じた」「職場に迷惑をかける精神的負担」などがあげられた。職場や就業に影響を与えるだけでなく、人間関係や生活、職業キャリアなど様々に影響を与えることがわかる。

受託時に就労先から配慮がほしかったと答えたのは男性51.1%、女性70.9%でいずれも過半であり、また女性の方が割合が高い。実際に具体的な配慮があったと回答したのは、男性31.0%、女性57.7%と、希望割合より低くなっている。

具体的な配慮の内容としては、有給が取得しやすい、保育園の送迎の配慮、急な退職・休業の承認、扶養にできた、などで「通常の育児と同じ」という記述もあったが、転勤への配慮、「不登校児を受託したことで毎日登校のサポートが必要になり、朝に時間休をもらった」など社会的養護ならではの要配慮事項があったり、「実子でない知られたくないので配慮を求められなかった」「就労先に子どもの受託を知らせていない」「特別養子縁組を知られたくなかった」「実子と同様の福利厚生（育児休業、短時間勤務等）が認められなかった」「子どもが1歳を超えていたので育児休業が取得できなかった」「一時保護がいつも突然で時間調整を求められない」など、そもそも配慮を求めない／求められない状況もあった。

現在の受託児一人一人について、受託時と現在の共働きに必要な支援を自由記述で尋ねた。すると、年度途中あるいは下の学年から持ち上がりではなく中途から同学年と一緒にになるので情報がなく、年度途中でも保育園や幼稚園に入

所しやすくしてほしい、などのニーズが浮かび上がった。受託のために退職していると保育園の利用が難しく、子どもの発達特性などの背景が重なって、長期休み等には煮詰まってしまうかもしれない。

「子どもがソーシャルスキルを学べる機会がほしい」「虐待の後遺症がある（記憶力が低い）」「放課後デイサービスを利用したい」など、子どもの生い立ちや特性に根差したニーズもあった。

現在の受託児の障害の有無を尋ねたところ、全体の37.4%が「あり」だった。障害種別については、複数回答で障害種別を尋ねたところ、あげられたすべての障害の61.3%が発達障害、33.0%が知的障害だった（延べ障害数を100とした場合）。障害の診断を受けていなくても、気になる特性、治療の必要、学習の遅れ、身体的・行動の発達遅滞、疾病や虚弱、不登校、コミュニケーション能力の遅れなどがあると、養育者の就労調整が必要になるだろう。

（3） 共働き里親への支援

共働きしながら里子を養育するうえで必要なフォーマルな支援、インフォーマルな支援について自由記述で回答を求めた。

フォーマルな支援としては、質問文中にあった、保育園、学童保育、市町村の実施するサービスのほか、レスパイトなどもあげられた。

インフォーマルな支援としては、途中入園・転校のため「ママ友」がいないから必要、ママ友や職場の理解、親族や近所、里親の年齢が高くて親の支援が頼れないからそれ以外の支援が必要、などがあがっていた。

最後に、共働き里親の、良いところ、工夫したところ、苦勞した点を自由に記述してもらった。よいところは、「働く姿を子どもに見せられる、生きていくことを勉強できる」、「今の時代は共働きが当たり前」、「子どもが家事分担などを見て学べる」「夫婦が協力するところを見せられる、子どもが手伝う」「収入が安定する」「生活にメリハリが付けられる」「適度な距離感もてる」「女性が働いて社会的地位を確立するロールモデルを示せる」「親が気持ちを切り替えられる」「子どもは乳児院で集団で生活してきたので保育園に入園できたほうが負担が少ない」「すべてを投げうつと子どもに負担がかかる」など様々な利点があげられた。工夫としては「柔軟な働き方ができるように」「必要時はしっかり子どものための時間がとれるように」などがあがった。

そのほかに、「共働きでもできるようにしないと里親が増えない」という意見、「受託児の背景を考えると共働きには反対」「子どもにとっては姿が見えないと

不安、親にとっても子どもといたいと気になるので、いいことは母親の息抜きになることくらいしかない」という意見もあった。

3. 複数養育

今後、社会的養護において里親委託が進められるのと同時に課題になることの一つに、同時に複数の受託をすること、いわゆる複数養育の課題があるだろう。きょうだいを離したくないという理由で複数養育するなど積極的な理由があっても、子どもには一人一人にニーズがあり、実際には配慮や支援の必要が考えられる。

本調査では、現在、複数受託していると回答した割合は13.6%だが、これまでに複数養育の経験がある人は32.8%に及んだ。ここではいわゆる措置児について尋ねているが、一時保護を受託していたり、措置解除後の元委託児が同居していること、養子縁組が成立した子どもを養育していることもあるだろう。

自由記述で「複数の児童を受託する際の課題」について尋ねたところ、実際に「問題を抱える子が複数なので、大変だがものすごくある。姉妹を離したくないとのことだったが、それぞれにネグレクトで愛情をほしがっていたので、別々にしてそれぞれ愛情を与えたほうがよいこともあるかもしれない」「長期養育と一時保護の子両方の気持ちに配慮する」「年が近いと難しい」「小さな子どもでなければ子どもの数の個室が必要」「行事が多くて手が回らない」「実親と交流のある子どもがいるとき、子どもが交流から帰ってきたときに、その子と交流がない子どもへの対応がそれぞれ必要」「それぞれの子どものそれまで育ってきた環境やリズムが違う」「実子との関係が複雑になる」「きょうだいで預かると一人一人に丁寧な養育ができなくなる」「きょうだいだからといって一緒に養育しなければいけないということはない」「一人が養育、一人が養子縁組だった」「愛情をひとりじめにしたい気持ちと、仲間意識は相反していて、精神的に良くない」などがあげられた。

一方「複数の方が子ども同士で人間関係のトレーニングができる」「多ければ多いほど養育が楽になる」「普通の生活を送れる子なら複数の方がよい」という指摘もある。

4. アドミッション・ケア

(1) アドミッション・ケアの評価

本調査では、里親の共働きと複数養育という、今後の里親委託でポイントになると考えられるトピックに焦点を当てたのだが、いずれにおいても重要なのは「アドミッション・ケア」(マッチングを含む)と「チームによる伴走的な支援」だろう。本調査では、委託のあり方として、アドミッション・ケアについて尋ねた。具体的には、①養育計画の内容理解の有無、②それが了解できるものだったか、③養育計画の策定に当事者である子どもが参加していたか、④養育の今後について見通しがもっていたか、⑤養育の見通しが子どもの実親と共有できていたか、⑥見通しを児童相談所と共有できていたか、⑦養育計画が児童相談所から紙書類で示されていたか、⑧児童相談所が回答者の家庭を把握理解していたか、⑨委託に当たって同居家族や子ども、仕事の状況について配慮されていたか、の9問である。

肯定的回答(あり)の割合が高かったのは、①養育計画理解(77.7%)、②養育計画の了解(75.3%)、④養育の今後について見通しがもっていた(59.1%)、⑥養育計画を児童相談所と共有できていた(68.8%)、⑦養育計画が紙書類で示されていた(66.5%)、⑧児童相談所が家庭を把握理解していた(78.4%)、⑨委託に当たって同居家族や子ども、仕事の状況について配慮されていた(90.8%)だった。

一方で、否定的回答(なし)の割合が高かったのは、③養育計画への子どもの参加(ありは20.7%)、⑤養育の見通しが子どもの実親と共有できていた(ありは21.3%)である。

これらの結果からは、子どもの委託に当たって、児童相談所と委託先の里親家庭とのやり取りはよくされているが、養育計画の策定に当事者である子どもが参加する、子どもの親権者と共有する、という、養育者以外のかかわりが乏しいことがわかる。当事者である子どもの参画も、親権者との共有や参画も、状況によるとはいえ(子どもの年齢、親権者の状況、養護の発生事由等)、必要なことだろう。

(2) アドミッション・ケアがされていない理由

これら①～⑨がされていない理由を自由記述で尋ねたところ、以下のような回答があった。

①については、「養育計画と呼べるほどのものではなかった」「虐待経験があることが知らされなかった」「先行きについての回答がもらえない」「養育計画の存在を知らない／アンケートで初めて知った」「子どもが小さいからか、なかった」「一時保護／レスパイトなのでない」などがあげられた。

②の養育計画が了解できるものだったかという問いに「いいえ」と回答した理由としてあげられた例としては、「養子縁組の見通しと言われたが、児童福祉司の担当が変わったら方向性が変わって不安だった」「子ども本人が自身の能力的に無理でも子どもの言い分を重視して達成が難しい」「児童相談所は子どもファーストでも、里親ファーストでもなく、実親ファーストだから」などが挙げられた。

③の「養育計画の策定に当事者（子ども）が参加していたか」に「いいえ」と回答した理由については、「幼児だったため」「子どもが大きくなってからは反抗期で参加せず」「計画を見せ、説明し、また、一緒に目標等をたてるという機会はなかった。元々そういう風土習慣がない」「子どもはいたが参加していない」などがあげられた。子どもがいつ・どのような状態になったら生家に帰るか、子どもも養育者もわからないという記述もあった。

④の「養育の今後についての見通しがもてていたか」に「いいえ」と回答した理由については、養育計画がないので見通しがなく、親権者の状況が不明瞭なので見通しがなく、親権者の思いと子どもの心理状態が合っていない、児童相談所が子どもの将来を見据えていない、などだった。

⑤見通しを子どもの実親と共有できていたかは「いいえ」の割合が高かったが、共有できていなかった理由は、「児童相談所は実親と連絡がとれていない」「実親に障害がある／亡くなっている／行方不明」など、そもそも親権者と共有できない状況であることが述べられていた。

⑥の児童相談所と養育計画を共有していたかについて、「いいえ」と回答した理由については、そもそも児童相談所が養育計画をもてていない、担当者が変わって方向性が見通しがもてていない、委託期間の見通しが不明のため内容の見通しがなく、などがあげられた。

⑦の養育計画が児童相談所から紙書類で提示されたか「いいえ」と回答した理由は、口頭での説明のみだった、18歳まで養育して下さいのみだった、などの記載があった。

⑧の児童相談所が家庭を把握・理解していたか「いいえ」と回答した理由は、担当者の異動や多忙が多くあげられた。また、児童相談所内で情報が共有

されていない、家庭訪問がない、などもあった。

⑨委託にあたり、同居家族や子ども、仕事の状況について配慮していないと回答した理由は、里母の退職を強く求められた／有職だと委託しないとされた、幼稚園を利用することへの反対、実子への配慮がなかった、などが挙げられた。

5. 児童相談所と里親支援

(1) 児童相談所からの支援

アドミッション・ケアにおいても、伴走的でチームによる支援においても、児童相談所とのよいかかわりは必須だろう。調査では、児童相談所との委託にかかるやり取りで、①よかったこと、②困ることや迷惑なこと、③現行の委託方法で改善すべきところを尋ねた。

①のよかったこととしてあげられた例としては、「相談できた」(定期的な訪問、すぐに連絡がとれる、親身に・丁寧に相談に応じてくれた)、学校に状況説明をしてくれた、初めての育児でわからないことが多かったが助けてもらった、マッチングがよかった(子どもと養育者の状況が合っている、希望通りの委託)などがあげられた。

②の困ることとしては、「連絡が取れない」(折り返しが遅い、メールで連絡が取れない、手段が電話・FAX・手紙のみ、平日のみ、担当者不在、担当者異動、人手不足・多忙等)、「障害に関する齟齬」(障害を疑っても対応してくれない、事前に説明がない、等)、委託児に関する情報不足(子どもの背景や状況、障害について、委託期間など見通し、親権者の情報)、子ども優先・親権者優先で里親のことを考えていない、経験不足(子どもの心理に関する知識や経験の不足)などがあげられた。

③の改善すべきところは、②と重なるが、里親の意見を参考にしてほしい(子の様子を知っているので記録をとって話を聞いてほしい)、養育縁組成立後に児童相談所との関係がなくなってしまう、子どもと面会しないで決めてしまうのをやめてほしい、などがあがった。

(2) その他の支援

「里親としての活動を支えている方・機関」を自由記述で尋ねたところ、事例に記載した里親支援専門相談員、里親会、児童相談所、フォスタリング機関、

NPO等のほか、里親仲間、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、障害児施設や発達支援センター、医療機関、学校、市の担当課、近隣や友人など様々な立場・機関があがった。

6. 考察と提起

以上、調査結果の概要を紹介した。里親家庭の平均同居人数は3.57人、措置児受託中でも3.91人でそれほど規模が大きくない（本人を含む）。受託児はなし32.9%、1人53.4%、いわゆる核家族が多いようだ。共働きについては、回答者の6割強に、里親として共働きの経験があった。認定前研修・受託時には、女性の4割強はフルタイム勤務で、99.7%とほぼ全員が就労調整が必要だった。研修・受託時の就労調整は、有給を使用したり、職場が快く調整に応じてくれたりしたという回答もあれば、調整が難しい仕事だった、肩身が狭かった、という回答もあった。また、収入の減少や、児童相談所との話で退職と委託が結びついていたという回答もあった。子ども受託中の有配偶者は共働きが58.1%、共働きのうち44.1%が夫婦とも正規雇用である。子どもの37.4%に障害があると回答していたが、障害と診断されていない、あるいは気がかりなことがあることもあるだろう。就労調整ができると回答した人も少なくなかったが、子どもに特別なニーズがあったり、実子と同様の福利厚生が認められなかったり、転入や転校で社会的資源になじみがなかったりと、社会的養護ならではの課題も多く挙げられた。共働きについては「働く姿を子どもに見せられる、生きていくことを勉強できる」など積極的な意見が多かった。

ここで明確に述べておきたいのは、現代社会では「共働きが主流である」、共働きが「普通」だから、里親が共働きできるように支援すべきだという主張は注意しなければならない。子どもを「普通」にすることが目的ではない。社会的養護というマイノリティ性を子どもが持っているときに、子どもをエンパワメントするのは、安心・安全な場所で根源的に愛されること、承認されること、多様性の中に自らを位置づけることだろう。里親家庭のストレスはできるだけ小さい方がよいだろうし、白井（2021）が述べたように、親の援助要請やコミュニケーションを学ぶこともまた親が共働きであることの利点である。

加えて、措置児受託中の回答者の同居人数が平均3.91人であったことを考えると、共働きでも、専業主婦世帯でも、養育が「ワンオペ」（ワン・オペレーション、ひとりで何もかもをしなければならない状態）である可能性もある。

特別な配慮が必要な子どもが少なくない中で、「ワンオペ」養育は、困難を極めるだろう。さらに里親養育は、子どもに様々な背景がある上に、子どもの人生の途中から関わる「中途養育」である。また、転入や転校により子どもも親もその地域のその年齢の支援環境になじみがなかったり、保護者仲間に途中で出会うことになる。里親自身に子育て経験がないこともある。その中で配偶者が長時間労働であったり、就労調整が利かなかったり、複数養育をしていたら、養育が煮詰まったり、行き詰ったりするのではないだろうか。

複数養育については、これまでに複数養育の経験がある人は32.8%に及んだ。里親数の急増が見込めなかったり、子どもと里親家庭の適性の観点から、複数養育が今後増える可能性があるが、子ども一人一人にニーズがあること、子ども同士でよい関係・影響をもつこともあるが葛藤が生じることもあることなどの指摘が多く寄せられた。

本調査で得られた示唆として他に重要な点は、アドミッション・ケアについて、養育計画の共有があったという回答が多かったものの、その存在を知らない人や口頭のみ、子どもの障がいなど必要な情報が得られていないという指摘もあった。その背景には、児童相談所との面談が十分にできていなかったり、連絡が取りづらかったり、養育計画がしっかり作成されていなかったりということがあった。

また、当事者である子ども本人の養育計画参加と、親権者との共有や参加ができていないこともわかった。子どものアドボカシー、子どものいわゆる家庭復帰、親権者など当事者が参画するFamily Group Conference（家族合同面接）の視点から、児童相談所と養育者の二者関係だけでなく、子どもと親権者がどのようにコミットしていくかも、今後の課題だろう。

より具体的に、行政（国、自治体、児童相談所等）や企業が今できることをあげると、里親が共働きもできる環境整備としては、①子どもの年齢に関わらず、受託した子どもについて、育児休業、育児休暇、看護休暇が取得できるよう法制化すること。企業は受託の特別なニーズに応えられるよう、あるいは、より一般的に柔軟な働き方ができるよう、子どもの年齢に関わらず前記が取得できるよう努力すること。②児童相談所は、里親の共働きや無配偶里親を含め、里親の多様性を前提とすること。里親に退職を求めたり、委託の条件と考えないこと。子どものマッチングに務めるとともに、里親の就労、疾病などを織り込んだチーム養育、社会的養育体制をバックアップすること。③児童相談所は、連絡手段の合理化や研修日程の多様化に務めること。などがあげられよう。現

状では、就労調整や退職など、里親が負担を追っている。

複数養育もできる環境整備としては、①里親家庭（里親、受託児や実子・養子など里親家庭の子ども、里親家庭の家族）および委託候補児の状況把握と、それぞれの意見聴取をおこなうこと、②複数の子どもが里親家庭にいることを想定したシミュレーションを委託候補児、里親家庭の子どもや家族、里親、児童相談所がおこなって話し合うこと（ファミリー・グループ・カンファレンスを実施すること）。関係者も交えて話し合ったり、見通しや代替案を話し合えるとなおよい。

アドミッション・ケアについては、今回の調査で改善の余地があったのは、①子どもへの情報提供、意見聴取、子どもが理解し納得すること、②親権者についても同様に、③支援計画を書類で説明すること、だろう。

自由記述の分析などをさらに進めて、今後さらに知見を提起できたらと考えているが、ここまでの集計から示唆されたことを述べた。この調査がよりよい家庭養護、社会的養育の一助となることを願っている。

謝辞

アンケート調査にご協力下さった皆様、関東甲信越静里親協議会共働き里親調査研究班に参加させて下さった皆様、研究チームの皆様に感謝申し上げます。

参考文献

白井千晶2021「これからの里親養育に求められる環境整備と多様な里親モデル：里親の共働きをめぐる里親へのインタビューをもとに」『人文論集』72(1), 87-107. <https://ci.nii.ac.jp/naid/120007151902>